

平成 30 年度第 1 回桜川市新庁舎建設検討委員会

日時 平成 30 年 6 月 27 日(水)

午後 1 時 30 分より

場所 桜川市役所大和庁舎

3 階大会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 委員長あいさつ

4 報 告

(1) 第 4 回桜川市新庁舎建設検討委員会の審議結果 (資料 1)

(2) 中間報告のパブリックコメント実施結果について

5 議 事

(1) 新庁舎の規模 (案) について (資料 2)

(2) 新庁舎の事業費 (案) について (資料 3)

(3) 新庁舎の財源 (案) について (資料 4)

(4) 今後のスケジュールについて (資料 5)

6 そ の 他

7 閉 会

第 4 回桜川市新庁舎建設検討委員会の審議結果（まとめ）

《 次回の確認事項 》

- ・新庁舎建設検討委員会においては本庁舎に関する協議だけでなく、支所についても協議していくということで良いのか。
⇒支所についても協議していただく予定です。今回の基本構想においては本庁舎と同様に支所の大まかなアウトラインについて協議していただき、詳細な場所や建物の設備等については基本設計及び実施設計で協議いただきたいと思います。

《 合意出来たこと 》

（1） 新庁舎整備の基本方針について

- ・ 1 点目「安全・安心な庁舎」については、防災拠点として機能する庁舎とする。
- ・ 2 点目、市民サービスの向上を目指した庁舎の①②の後に③として「満足度が高いサービス」という文言は追加しない。
- ・ 3 点目、自然エネルギーの活用と省エネルギー性の高い設備の導入という言葉は、方針としてこのまま記載しておく。

（2） 桜川市新庁舎建設検討委員会の中間報告（案）について

【中間報告（案）について】

- ・桜川市新庁舎建設検討委員会の中間報告（案）については、今回の協議での修正を加えて報告（案）とする。

【支所の表記について】

- ・支所の表記について「原案のままとする」のか、「岩瀬地区、真壁地区」と記入するのか、「分庁舎を支所とする」とするのか。採決の結果原案通りとする。

（3） 桜川市新庁舎建設検討委員会の審議経過（案）について

【新庁舎建設の経緯について】

- ・新庁舎建設の経緯が市民には分かりづらい。第 1 回検討会議の諮問理由に詳しく記載されているので、「新庁舎建設の位置づけ」の前に記入することとする。

【委員の任命について】

- ・各団体からの代表として検討委員の委嘱を受けていて、新年度になって団体の代表者が交代した場合は、新しい代表者に検討委員を交代していただく。

【支所の在り方について】

- ・支所の在り方において、「最低限のサービスを行う」とあるが「最小限のサービスを行う」に修正する。

桜川市新庁舎の在り方及び建設位置（案）
のパブリックコメントの実施結果

■意見集計結果

平成30年5月15日から6月14日までの間、桜川市新庁舎の在り方及び建設位置（案）について、意見募集を行なった結果、1人から1件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人 数
直接持参	0人
郵 便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	1人
その他	0人
合 計	1人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 桜川市新庁舎の位置 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	新庁舎の建設場所については、他の公共施設を含め「さくらがわ地域医療センター」が開業する高森地区に集約して建設する。	1件	桜川市新庁舎建設検討委員会において、新庁舎の建設位置については、防災性、住民の利便性、経済性、行政機能の点から、「大和庁舎周辺の市有地とする」ということで議論がまとまり、中間報告となりました。パブリックコメントでいただいたご意見は、委員会において報告し、最終的な方向性を検討したうえで市長に答申を行います。

新庁舎の規模（案）

1. 新庁舎の規模

1-1. 規模算定的前提条件

新庁舎の規模については将来の動向等を考慮し、次のように設定します。

(1) 建設想定年次

新たに建設する庁舎については、合併時の協定項目の中で「新庁舎については、新市建設計画期間内に建設する。」と定められており、現在、桜川市の新市建設計画期間が平成 37 年度までとなっていることから、新庁舎完成を平成 37 年と想定し新庁舎への配置職員数や庁舎面積を想定します。

(2) 将来職員数の推計

平成 30 年 4 月現在の職員数は 387 人となっています。職員数については定員適正化計画に沿って管理されていますが、平成 37 年度当初の職員数を厳密に算定することは困難です。新たな定員適正化計画策定にあたって県内の動向を見ると、職員数は減らさず横ばい傾向であることを考慮し、現員数のまま 387 人と仮定し、そこに特別職 3 人、臨時職員 36 人を加えた 426 人を想定職員数とします。

(3) 議員数

市議会の議員数は「桜川市議会議員定数条例」に定める 18 人とします。

(4) 行政組織

行政組織については現状どおりと仮定し、新庁舎への配置が予定される行政組織は市長公室、総務部、総合戦略部、市民生活部、保健福祉部、経済部、建設部、上下水道部、会計課、議会事務局、教育委員会とします。教育委員会部局のうち、現在、施設に配置されている生涯学習課とスポーツ振興課についても本庁舎配置と仮定します。また、水田農業振興室及び土地改良事務局については本庁舎外配置とします。

(5) 新庁舎勤務職員数

想定職員数 426 人から岩瀬認定こども園 14 人、岩瀬東部認定こども園 11 人、やまと認定こども園 11 人、まかべ幼稚園 4 人、学校給食センター 4 人、水田農業振興室 3 人、土地改良事務局 1 人を減します。あわせて、第 2 回検討委員会で協議された支所の人数は、最小限のサービスを提供するうえで想定される 5 人から 10 人未満ということでしたので、最少人数と仮定して岩瀬支所 5 人、真壁支所 5 人を減じると、新庁舎勤務職員数は 368 人となります。

1-2. 新庁舎規模の算定

(1) 庁舎規模算定について

庁舎規模を算定する方法として、他団体で多く使われている以下の3方法で算定します。各算定方法により算出された庁舎規模について比較し、桜川市における適切な庁舎規模を検討します。

① 総務省「起債事業費算定基準」に基づく算定方法

前述の新庁舎勤務職員数を基に、庁舎必要面積算定で一般的に用いられている総務省「起債事業費算定基準」を参考にし、新庁舎に必要な延床面積を算定します。

起債事業費算定基準とは庁舎面積の最小限の規模を想定し、必要面積のうち起債の対象となる面積を示したもので、市民関連機能等を含んでおらず、また、OA化、ユニバーサルデザイン等への対応は考慮されていないことから、実情にあった規模に調整して最終的な必要面積を算定します。

※起債対象基準としては平成23年に廃止

② 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定方法

前述の新庁舎勤務職員数を基に、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に準じて、各諸室の基準面積を算定します。また、本基準に含まれない議会機能に要する面積や固有面積(防災機能や福利厚生、市民開放)については、個別に積算し加算します。

③ 他団体のデータに基づく算定方法（職員1人当たり庁舎面積）

近年の組織の多様化、IT化に対応した事務室面積を検討するために、近年建設された県内他団体の事例を参考に、職員1人当たりの庁舎面積により新庁舎面積を算定します。

以下に①から③で試算した結果を記載します。

【各算定方法による試算結果 ①～③】

① 総務省「起債事業費算定基準」に基づく算定

下表に総務省「起債事業費算定基準」に基づいた算定結果を示します。

前述のように基準には市民開放関連施設が含まれていないため、基準から算出された庁舎面積の10%を市民ギャラリーなど市民開放施設として参入しています。

表 1-1 総務省「起債事業費算定基準」

区分	役職	人数	換算係数	換算人数	面積
事務室	特別職（三役）	3	12.0	36.0	2,504.25 m ²
	部長・次長級	28	2.5	70.0	
	課長級	17	2.5	42.5	
	補佐・係長級	110	1.8	198.0	
	一般職(184名から支所10名分を減)・臨時含	210	1.0	210.0	
	計	368	—	556.5	
					$556.5 \times 4.5 \text{ m}^2 = 2,504.25 \text{ m}^2$
倉庫	事務面積×13% : $2,504.25 \times 13\% = 325.00 \text{ m}^2$			325.00 m ²	
会議室等	会議室・電話交換室・便所・洗面所他	(常勤+臨時職) 職員数×7.0 m ² $368 \text{ 人} \times 7.0 \text{ m}^2 = 2,576 \text{ m}^2$		2,576.00 m ²	
玄関等	玄関・広間・廊下・階段等	上記各室面積合計×40% $(2,504.25 + 325 + 2,576) \times 40\% = 2,162.00 \text{ m}^2$		2,162.00 m ²	
議事堂	議場・委員会室・議員控室等	議員定数×35.0 m ² $18 \text{ 人} \times 35.0 \text{ m}^2 = 630.0 \text{ m}^2$		630.00 m ²	
小計					8,197.25 m ²
市民開放関連	市民ギャラリー等	小計×10% $8,197.25 \times 10\% = 819.00 \text{ m}^2$		819.00 m ²	
合計					9,016.25 m²

職員1人当たり面積： $9,016.25 \text{ m}^2 \times 1 / 368 \text{ 人} = 24.50 \text{ m}^2 / \text{人}$

公用車車庫	公用車台数×25.0 m ² $100 \text{ 台} \times 25.0 \text{ m}^2 = 2,500 \text{ m}^2$	2,500.00 m ²
-------	--	-------------------------

※総務省地方債対象事業費算定基準では、車庫が庁舎機能として算定されることとなっている。

② 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定

下表に国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づいた算定結果を示します。

国土交通省基準を市庁舎に適用するにあたり、地方小官署の換算率がほぼ起債申請基準と同じなので起債申請換算職員数を適用します。

※固有業務室中、議会関係は総務省起債基準を適用します。

表 1-2 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

区分	役職	人数	換算係数	換算人数	面積
(ア)執務面積 事務室	特別職(三役)	3	12.0	36.0	2,448.60 m ²
	部長・次長級	28	2.5	70.0	
	課長級	17	2.5	42.5	
	補佐・係長級	110	1.8	198.0	
	一般職(184名から支所10名分を減)・臨時含	210	1.0	210.0	
	計	368	—	556.5	
		換算人数×4.0 m ² ×補正率 1.1 556.5×4.0×1.1=2,448.6 m ²			
(イ)付属面積					966.19 m ²
会議室	職員 100 人当 40 m ² 、10 人増毎 4.0 m ² 増×補正率 1.1				161.70 m ²
電話交換室	換算人数 400 人～600 人未満=40 m ²				40.00 m ²
倉庫	事務面積(補正前)×13% (556.5×4.0)×13%				289.00 m ²
宿直室	1 人 10 m ² 、1 人増毎に 3.3 m ² 増 ※2 人で仮定				13.30 m ²
庁務員室	1 人 10 m ² 、1 人増毎に 1.65 m ² 増 ※2 人で仮定				11.65 m ²
湯沸室	6.5 m ² ～13.0 m ² /各階 ※3 階で仮定				39.00 m ²
受付	1.65 m ² ×(人数×1.3)、最小 6.5 m ²				6.50 m ²
便所・洗面所	全職員数 150 人以上=0.32 m ² /人 368 人×0.32				117.76 m ²
医務室	全職員数 350～400 人=95 m ²				95.00 m ²
売店(自販機等)	全職員数 150 人以上=0.085 m ² /人 368×0.085				31.28 m ²
食堂及び喫茶室	全職員数 350 人以上=161.00 m ²				161.00 m ²
(ウ)有効面積	(ア)+(イ)				3,414.79 m ²
(エ)管理面積					672.00 m ²
機械室	有効面積 3,000 m ² 以上=547 m ²				547.00 m ²
電気室	有効面積 3,000 m ² 以上=96 m ²				96.00 m ²

自家発電室	有効面積 5,000 m ² 以上=29 m ² ※基準以下だが加算	29.00 m ²
(オ)固有業務室		2,222.00 m ²
業務支援機能	印刷室 25×3 室=75 m ² 個別業務室×3 室=120 m ²	195.00 m ²
議会機能	議場、委員会室、議員控室等 ※起債事業費算定基準	630.00 m ²
防災機能	防災対策室	100.00 m ²
保管機能	書庫・保管庫 ※3 庁舎の現況 488.58 m ² ×200%	977.00 m ²
福利厚生機能	休憩談話室 更衣室等 ※稲敷市参照	250.00 m ²
電算機能	電算(サーバ室含)室 ※現況 大和庁舎 47.85 m ²	70.00 m ²
小 計	(ウ)～(オ)	6,308.79 m ²
(カ)交通部分	玄関、ロビー、廊下、階段室等は上記計の 35%	2,128.00 m ²
(キ)市民開放部分	市民ギャラリー等 ※起債事業費算定基準参照	758.90 m ²
合 計		9,195.69 m²

③他団体のデータに基づく算定方法（職員 1 人当たり庁舎面積）

近年の組織の多様化、IT 化に対応した事務室面積を検討するために、近年建設された他団体の事例を参考に新庁舎面積を算定します。

近年建設された県内の他自治体の庁舎規模事例によると、下表に示すように職員 1 人当たりの庁舎面積は平均で 28.45 m²程度となっています。総務省起債基準から算出された職員 1 人当たりの面積 (24.50 m²) と比較するとおよそ 17%程度大きな値となっており、これは各自治体の実情を加味した結果、設定された数値と判断されます。桜川市においても実情にあった規模で計画することが必要であると考えられます。

表 1-3

市名	敷地面積	床面積	職員数	職員 1 人当たりの面積	竣工年
稲敷市	30,854.15 m ²	9,241 m ²	316 人	29.24 m ² /人	H28
高萩市	8,535.37 m ²	6,016 m ²	225 人	26.74 m ² /人	H29
坂東市	9,000.00 m ²	12,802 m ²	348 人	36.79 m ² /人	H28
水戸市	22,092.29 m ²	40,187 m ²	1,298 人	30.96 m ² /人	H30
城里町	—	5,113 m ²	162 人	31.56 m ² /人	H26
石岡市	21,693.00 m ²	10,512 m ²	332 人	31.76 m ² /人	H30
結城市	16,122.00 m ²	10,377 m ²	374 人	27.75 m ² /人	H32 予定
平均				30.68 m ² /人	
桜川市		11,290 m²	368 人	平均値 30.68	

【算定結果についての検討】

①総務省「起債事業費算定基準」に基づく算定方法に市民開放関連施設を加算した面積は約 9,000 m²となり、②国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に議会等の固有業務室を加算した算定面積は約 9,200 m²となります。また、③他団体のデータに基づき職員 1 人当たりの平均的な庁舎面積により算出された面積は約 11,290 m²となります。

以上の算定比較により、庁舎面積は 9,000 m²から 11,290 m²程度が必要であると考えられます。因みに、②国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」における会議室面積の 161.7 m²ですが、現在の大和庁舎の会議室面積は 230 m²、真壁庁舎は約 240 m²、岩瀬庁舎は約 450 m²で合計 920 m²となっています。稼働率でみると大和庁舎 89%、真壁庁舎 53%、岩瀬庁舎 41%となっており、稼働率 89%の大和庁舎については、利用希望日に使用できず会議日をずらすか他の庁舎及び公民館の会議室を使用している状況です。

このような状況から、会議室面積については現在の大和庁舎の会議室面積よりも大きな面積が必要と考えられます。また、現在の 3 庁舎の合計延床面積は約 9,420 m²であり、各庁舎とも余剰スペースが殆どないことを考慮すると 9,500 m²程度が適正規模と想定されます。

なお、大和地区に新庁舎を建設し、既存の施設（大和庁舎のうち 3 階建て部分）面積約 1,000 m²を再利用すると仮定すると、必要面積は以下のとおりとなります。

$$\boxed{\text{本庁舎の必要面積}} \quad 9,500 \text{ m}^2 - 1,000 \text{ m}^2 = \underline{\underline{8,500 \text{ m}^2}}$$

同様に岩瀬地区及び真壁地区に設置する支所について、必要最低人数を各 5 人と仮定すると、必要面積は以下のとおりとなります。

$$\boxed{\text{支所の必要面積}} \quad \text{職員 1 人当たり庁舎面積 } 28.45 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 人} = 142.25 \text{ m}^2$$

1-3. 新庁舎敷地規模の算定

新庁舎の敷地規模については、ユニバーサルデザインの観点からも比較的low層にすることで、市民や職員にとって利用しやすい施設にすることができると考えられます。また、建築計画的にも階数を少なくすることで、階段室等の設備スペースを削減することができ、効率のよい平面計画を実現することができます。よって新庁舎は地上3階建ての鉄筋コンクリート造と仮定すると、建築面積は庁舎建設面積のおよそ3分の1と設定できます。

また、駐車場は来庁者用150台（現状では大和庁舎90台、岩瀬庁舎40台、真壁庁舎55台、計185台×80%）、職員及び議員用350台、計500台収容の屋外駐車場を確保し、公用車（平成28年度決算109台）はおおむね100台分を整備することを条件として算定した新庁舎の敷地規模は下記に示すとおり約18,000㎡が必要となります。

表1-4

項目	算定基準	面積 (㎡)
新庁舎建設面積	3層程度の建築物	3,000 ㎡
公用車駐車場面積	100台×25㎡	2,500 ㎡
来庁者駐車場面積	150台×25㎡	3,750 ㎡
職員・議員駐車場面積	350台×25㎡	8,750 ㎡
合計		18,000 ㎡

ただし、一般的に建設予定地は不整形な土地が多く、複雑な土地形状に合わせて施設配置を計画する場合、余剰面積を見込むと敷地規模はおおよそ20,000㎡と想定できます。

【敷地のゾーニング】

ここで大和庁舎を中心にした市有地で利用可能敷地を検討してみます。（別紙 大和庁舎周辺市有地図参照）

施設名	面積	備考
①大和庁舎敷地	15,600 ㎡	
②大和運動場	20,600 ㎡	①+②=36,200 ㎡… (A案)
③いこいの家跡地	7,000 ㎡	①+③=22,600 ㎡… (B案)
④やまと保育所跡地	5,000 ㎡	①+④=20,600 ㎡… (C案)

中でも大和庁舎敷地と大和運動場の合計面積（A案）は36,200㎡となり、新庁舎敷地の想定面積を大きく上回り、敷地も近く利用しやすいと思われます。いこいの家跡地については大和庁舎に一番近く合計面積（B案）も充分であるが、敷地は傾斜地が多く高低差が大きく造成費が多額になることが予想されます。また、やまと保育所との合計面積（C案）は面積的には充分であるが、大和庁舎から400m程度離れていることから、やや不便な状況がうかがえます。

以上により、大和庁舎敷地と大和運動場を建築敷地とすることで、庁舎建設敷地及び駐車場敷地を配置することが可能となります。

【建築敷地内での建物のゾーニング】

大和庁舎敷地と大和運動場を建築敷地とした場合のゾーニングを以下のとおり検証します。

(1) 旧庁舎を取り壊し、庁舎跡地に建設する場合

旧庁舎を取り壊し、3階建ての既存建物に隣接するように3階建ての新庁舎を建設できるか検証すると、大和庁舎敷地のうち現庁舎敷地面積 9,449 m²から既存建物面積 393 m²を差し引いた 9,056 m²が建築可能面積となり、3階建ての敷地面積が約 2,600 m² (3,000 m² - 393 m²) であることから、建築可能と想定できる。

※旧庁舎を取り壊すため、仮設費用 (1,000 m²で約 75,000 千円) がかかる。

(2) 旧庁舎を使用しながら南側駐車場に建設し、新庁舎完成後に旧庁舎を取り壊す場合

旧庁舎を残したまま南側駐車場に新庁舎建設予定敷地が確保できるのか検証すると、次のとおりとなります。

- ・大和庁舎敷地のうち現庁舎敷地面積 9,449 m² 旧庁舎建築面積 995 m²
3階庁舎建築面積 393 m²

$$9,449 \text{ m}^2 - (995 \text{ m}^2 + 393 \text{ m}^2) = 8,061 \text{ m}^2 \cdots \text{建築可能面積}$$

上記のとおり約 8,061 m²の敷地が残っていますが、旧庁舎の南側の建築可能面積はおよそ 2,200 m²であり、3階建ての場合約 2,600 m²の敷地面積が必要であるため、旧庁舎を取り壊さずに南側に新庁舎を建築することは不可能であり、4階建てで敷地面積 1,950 m²であれば建設可能であると想定できます。

(3) 旧庁舎を使用しながら、消防署大和分署前駐車に新庁舎を建設する場合

旧庁舎を残したまま、消防署大和分署前駐車場に新庁舎を建設できるか検証すると、消防署大和分署前駐車場の敷地面積は約 3,500 m²であり、3階建て約 2,600 m²の敷地面積を確保することが可能であると想定できます。

(4) 旧庁舎を使用しながら、大和運動場に新庁舎を建設する場合

旧庁舎を残したまま、大和運動場に新庁舎を建設できるか検証すると、大和運動場敷地は 20,600 m²であり、3階建て約 2,600 m²の敷地面積を確保することが可能であり、合わせて来庁者用駐車場 3,750 m²を確保することも可能であると想定できます。

以上 (1) から (4) の検証のように、大和庁舎敷地と大和運動場を新庁舎建設敷地と仮定した場合、どのケースでも新庁舎建設は可能であると想定されます。

〈別紙 大和庁舎敷地詳細〉



新庁舎の事業費（案）

2. 新庁舎建設の概算事業費算定

新庁舎建設の概算事業費については、庁舎の建築面積や主体構造、耐震性能などにより異なりますが、ここでは、県内で建設された他自治体の建設事例を参考に比較検討します。

表 1 - 5

市町村名	施工年度	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	本体建築費 (千円)	㎡単価 (千円)	階数等
稲敷市	H26～ H27	3,269	9,241	4,797,144	519	地上 4F S 造 免震
高萩市	H27～ H29	—	6,016	3,050,568	507	地上 4F RC 造 免震
坂東市	H26～ H28	3,138	12,802	5,756,400	450	地上 5F 地下 1F RC 造 免震
水戸市	H28～ H30	6,289	40,187	16,500,000	411	地上 8F 地下 1F RC 造 免震
城里町	H25～ H26	1,819	5,113	2,015,237	394	地上 3F RC 造 免震
石岡市	H28～ H30	3,322	10,512	4,482,000	426	地上 5F RC 造 免震
平均					451	

表 1 - 6

常総市	H25～ H26	—	4,210	1,172,850	279	地上 3F ※耐震 RC 造
-----	-------------	---	-------	-----------	-----	-------------------

想定される本体面積は、新庁舎の想定必要面積、最大で約 9,500 ㎡から既存の大和庁舎 3 階建部分の面積 1,000 ㎡を差し引いた 8,500 ㎡となり、仮に RC（鉄筋コンクリート）造で建設すると仮定すると以下のとおり。

1. 免震構造の場合 $8,500 \text{ ㎡} \times 451 \text{ 千円} = \mathbf{3,833,500 \text{ 千円}}$
2. 耐震構造の場合 $8,500 \text{ ㎡} \times 279 \text{ 千円} = \mathbf{2,371,500 \text{ 千円}}$

同様に支所について、RC 造で建設すると仮定すると以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{耐震造} & 142.25 \text{ ㎡} \times 279 \text{ 千円} = 39,688 \text{ 千円} \\ & 39,688 \text{ 千円} \times 2 \text{ 支所} = \mathbf{79,376 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

なお、当該算事業費は想定されるひとつの目安であり、今後予定している設計段階（基本設計、実施設計）で、より具体的に積算、精査していきます。

新庁舎建設事業

【新市建設計画における合併特例債イメージ図】

特例債対象概算事業費 30億円

○建設期間中(H33～H37)の財源内訳

総事業費	総事業費 30億円	
事業費の財源内訳	合併特例債(95%) 28.5億円	一般財源 1.5億円
		↑ H33～H37 で負担

○後年度(H34～H63) 30年間での負担(市債の償還時と交付税措置)【年利2.0%、償還25年(うち3年据置)】

起債償還額	起債償還額(元金+利息) 36.6億円(元金 28.5億円+利息 8.1億円)	
起債償還の財源内訳	交付税措置(70%) 25.6億円	一般財源 11.0億円
		↑ H34～H63で負担

【新市建設計画における合併特例債事業の一般財源負担と償還計画】

新庁舎建設事業

(単位:千円)

①建設期間中の一般財源負担額について

年度	事業費(A)	財源	
		合併特例債 (A×95%=B)	一般財源(A-B)
33年度	300,000	285,000	15,000
34年度	300,000	285,000	15,000
35年度	700,000	665,000	35,000
36年度	850,000	807,500	42,500
37年度	850,000	807,500	42,500
計	3,000,000	2,850,000	150,000

②後年度負担について(市債の償還と交付税措置)

※年利2.0% 償還期間25年(うち3年据置)で試算

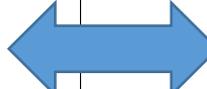
普通交付税措置…元利償還金の70%

年度	元利償還金(C)	交付税措置 (C×70%=D)	一般財源(C-D)
34年度	2,858	2,001	857
35年度	8,558	5,991	2,567
36年度	18,068	12,648	5,420
37年度	39,318	27,523	11,795
38年度	68,228	47,760	20,468
39年度	97,374	68,162	29,212
40年度	129,868	90,908	38,960
41年度	164,897	115,428	49,469
42年度	180,841	126,589	54,252
43年度	178,250	124,775	53,475
44年度	175,660	122,962	52,698
45年度	173,069	121,148	51,921
46年度	170,479	119,335	51,144
47年度	167,888	117,522	50,366
48年度	165,297	115,708	49,589
49年度	162,707	113,895	48,812
50年度	160,116	112,081	48,035
51年度	157,526	110,268	47,258
52年度	154,935	108,455	46,481
53年度	152,344	106,641	45,703
54年度	149,751	104,826	44,925
55年度	147,160	103,012	44,148
56年度	144,569	101,198	43,371
57年度	141,979	99,385	42,594
58年度	139,388	97,572	41,816
59年度	130,333	91,233	39,100
60年度	114,982	80,487	34,495
61年度	91,270	63,889	27,381
62年度	56,170	39,319	16,851
63年度	18,548	12,984	5,564
計	3,662,431	2,563,702	1,098,729

新庁舎建設事業のスケジュール

新庁舎の整備スケジュールについては、平成36年度中の竣工を目標とし、平成37年度中の供用開始を目指します。

今後は、基本計画策定の段階で、どのような機能を取り入れていくかなど、具体的な検討を行っていきませんが、住民説明会やパブリック・コメントなどを通じて、市民の皆様のご意見を伺いながら整備を進めていく予定です。

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
基本構想									
基本計画									
基本設計									
実施設計									
本体工事									